

大阪市立西三国小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針

「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「西三国小学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

いじめの未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指すために本校の基本方針として以下の4点をあげる。

- ①「いじめを絶対に許さない」という雰囲気づくりに努める。
- ②いじめを未然に防ぐため、児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を高める教育活動を推進する。
- ③いじめの早期解決のために、組織的な対応を行い、多角的な視野を持った手段を講じる。
- ④当該児童の安全を確保するとともに、各種関係機関と協力して対応していく。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1)いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①道徳の学習や学級活動を通して、一人ひとりを大切にする心を高める。
- ②「いじめを絶対にゆるさない」「いじめは絶対にゆるされない」という強い認識を児童自身が持てるように様々な機会を指導する。

(2)自己肯定感を高めるために

- ①友だちや教職員と関わり、人との関わりを通して、集団の一員としての自覚をもてる学級づくりを進める。
- ②一人一人のよさや違いを認め合える学習を積極的に推進する。「いいところみつけ」の取り組みや「ハッピーポスト」の取り組みを計画的に実施する。
- ③学校行事や児童会活動などにおいて様々な文化や芸術に触れる体験を多く取り入れ、豊かな心を養う。

(3) 授業改善について

- ① 学習規律の確立や配慮を要する児童への対応
 - ・正しい姿勢をとる習慣化
 - ・友だちと認め合う発表の仕方、聞き方の徹底
(話し方名人、聞き方名人、ハンドサインの活用に全校で取り組む)
 - ・学習のつまずきの早期発見と個別支援
- ② 「わかる授業」作り
 - ・基礎、基本の定着を重視した授業展開
 - ・国語科、算数科における少人数指導の実施
 - ・公開授業、研究授業などによる授業力の向上
 - ・ICT機器活用の工夫
- ③ 情報モラル教育・情報リテラシー教育を推進する。
 - ・1～6年生における情報モラルについての学習の実施(年間計画をもとに)
 - ・3～6年生対象の「情報モラル授業」の実施

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童観察の充実と情報の共有化について
 - ・「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という意識を持ち、全教職員で児童を見守り、全教職員の共通理解を深めるために、情報交換を行う。
 - ・学年や安心安全教育部会等を中心に、児童の変化や様子などの共有を全教職員で図る。
- ② アンケート調査の活用、教育相談(個人面談)の実施
 - ・年3回「仲間づくりアンケート」を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、「いじめの芽」の段階で事態が大きくなるよう早期指導を行い、全教職員が児童とともに解決しようとする姿勢を示す。
- ③ 相談申告機能の活用
 - ・いつでも児童が悩みなどを相談できるように相談申告機能の活用を図る。学年及び担当、管理職で日々確認し、相談があった際は迅速かつ丁寧に聞き取る。
- ④ 心の天気の利用
 - ・毎日、児童が「心の天気」を入力し、教職員が確認することで心の変化や状況をいち早く捉え、個別に話を聞くことでいじめにつながるような事態やいじめの早期発見に努める。
- ⑤ 事後観察と情報共有

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめに関する相談を受けた場合、相談してきた児童の安全を確保するとともに、学級担任だけで抱えることなく、速やかに管理職及び安心安全教育部に報告し、事実関係の有無を確認する。
- ②いじめの報告を受けた段階で、「いじめ対策委員会」を開き、対応方針を決定し、全教職員で共通理解を図り、対応を行う。
- ③学校内だけでなく、関係諸機関や専門家と協力をして解決にあたる。
- ④当該児童に対して、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携をとり、心の傷を癒す指導を行っていく。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①安心安全教育部会

月1回、全教職員で、学級児童の課題や指導についての情報交換、及び共通理解を図る。職員朝会や連絡会においても適宜情報交換及び共通理解を図る。

②いじめ対策委員会

いじめ防止等に組織的に対応するため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。基本方針に基づく取り組みの実施、状況・経過の確認を行う。本委員会は、必要に応じて開催する。構成員は以下の通りとする。

【校長、教頭、教務主任、安心安全教育部長、当該学級担任、当該学年主任、養護教諭、関係教職員】

(2) いじめ防止等に関する年間計画

【調査など】

児童対象「仲間づくりアンケート」の調査 年3回（6月・11月・2月）

【取り組み】

毎学期「なかまウィーク」を実施し、道徳の学習や学活の時間に「いじめ防止」についての取り組みをおこなう。「いいところみつけ」や「ハッピーポスト」の取り組みを進めることで、一人一人のよさや違いを認め合える態度を育てる。

【研修会】

- ・いじめ防止対策研修会（10月）
- ・特別支援教育研修会（5月、11月、2月）
- ・人権教育研修会（6月、10月）
- ・人権教育実践研修会（1月）

(3) 保護者や地域との連携

- ①学校だより、学校ホームページ等によって、「いじめ・いのちについて考える日」や「なかまウィーク」など、取り組みについての情報を発信する。

- ②いじめ問題が起きたときには家庭とより密に連携をとり、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭の様子や友達関係についての情報を集めて指導にいかす。

7. 重大事態への対処

「重大事態」
 一いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 二いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 (いじめ防止対策推進法 第28条より)

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。校長、教頭が中心となり、学校全体で組織的に対応し、解決にあたる。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(4) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童及びその保護者に適切な情報の提供及び調査結果の報告を行う。

8. いじめ発見の際の流れ

